

堺市公報 号外第29号	令和7年12月24日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<条例>

○堺市行政手続条例の一部を改正する条例 【総務局行政部行政総務課】	3
○堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 【総務局人事部労務課】	5
○堺市市税条例の一部を改正する条例 【財政局税務部税制課】	6
○堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部医療年金課】	7
○堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部医療年金課】	9
○堺市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 【健康福祉局保健所生活衛生課】	11
○堺市立学校設置条例の一部を改正する条例 【教育委員会事務局学校管理部学校施設課】	12
○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】	13

本号で公布された条例のあらまし

○堺市行政手続条例の一部を改正する条例（令和7年条例第36号）

行政手続法の一部改正を踏まえ、聴聞等の通知に係る公示送達の実施方法について、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くこと等によって行うことを規定するもの

○堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和7年条例第37号）

堺市行政手続条例の一部改正を踏まえ、退職手当の支給制限処分の通知に係る公示送達の実施方法について、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くこと等によって行うことを規定するもの

○堺市市税条例の一部を改正する条例（令和7年条例第38号）

地方税法等の一部改正により公示送達の実施方法が改められることに伴う所要の改正を行うもの

○堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第39号）

重度障害者、ひとり親家庭又は子どもに係る医療費の助成について、医療機関における受給者の資格に係る情報の確認を、従来の方法に加え、個人番号カードを用いた手法によっても行えることとするもの

○堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第40号）

地方税法の一部改正を踏まえ、公示送達の実施方法について、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くこと等によって行うことを規定するもの

○堺市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（令和7年条例第41号）

公衆浴場の衛生管理に関する責任者について、その専任を不要とするもの

○堺市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和7年条例第42号）

特別支援学校の狭隘化を解消するため、堺市立百舌鳥支援学校の分校を設置し、及び既設の堺市立百舌鳥支援学校分校の名称を変更するもの

○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和7年条例第43号）

地方税法の一部改正を踏まえ、公示送達の実施方法について、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くこと等によって行うことを規定するもの

条 例

堺市行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第36号

堺市行政手続条例の一部を改正する条例

堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政
庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政
庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の
1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第
3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面
をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で
定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事
項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務
所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く
措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日
から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、
「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、
「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項、」を「第15条第3項及び第4項、」に、「同項第3
号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、

「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の堺市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第37号

堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「当該処分の内容を堺市役所前の掲示場に掲示することをもって通知に代える」を「同項の規定による通知を、通知すべき書類を特定するために必要な情報、当該処分を受けるべき者の氏名及び当該退職手当管理機関がその書類を保管し、いつでも当該処分を受けるべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行う」に、「その掲示した」を「当該措置を開始した」に、「日に、通知」を「ときに、当該通知」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の堺市職員退職手当支給条例第11条第3項（同条例第12条第10項及び第13条第5項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

堺市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第38号

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を本市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第19条第2項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

2 この条例による改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第39号

堺市重度障害者医療費助成条例等の
一部を改正する条例

(堺市重度障害者医療費助成条例の一部改正)

第1条 堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「負担すべき額」の次に「（以下「医療費」という。）」を加える。

第7条に次のただし書きを加える。

ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。

(堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正)

第2条 堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書きを加える。

ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる

きる場合は、この限りでない。

(堺市子ども医療費助成条例の一部改正)

第3条 堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書きを加える。

ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第40号

堺市後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例

堺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条の前の見出しを削り、同条を第7条とし、同条の前に見出として「（罰則）」を付する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（公示送達）

第5条 法第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達その他後期高齢者医療に係る公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を堺市役所若しくは区役所の前の掲示場に掲示し、又は公示事項を堺市役所若しくは区役所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

堺市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第41号

堺市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

堺市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第30号中「専任の」を削り、同条第2項第5号中「第21号ヶ」を「同号ヶ」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第42号

堺市立学校設置条例の一部を改正する条例

堺市立学校設置条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表の5の項の表中

堺市立百舌鳥支援学校分校	堺市堺区大仙中町
堺市立百舌鳥支援学校旭分校	堺市堺区大仙中町
堺市立百舌鳥支援学校宮園分校	堺市中区宮園町

」を
に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第43号

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

（公示送達）

第24条 法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定による公示送達その他国民健康保険に係る公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を堺市役所若しくは区役所の前の掲示場に掲示し、又は公示事項を堺市役所若しくは区役所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第24条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。